

公売財産明細書

| 売却区分番号 | 9   | 見積価格  | ¥690,000   |  |
|--------|---|---|--|--|
|        |   | 公売保証金   | ¥70,000  |  |
| 財産の表示  | 土地の表示   |   |  |  |
|        | 1   | 所在地番地目地積  | 甲府市小瀬町字西河原<br>263番4<br>宅地<br>43.20㎡                    |  |
|        | 2   | 所在地番地目地積  | 甲府市小瀬町字西河原<br>263番5<br>宅地<br>45.20㎡                    |  |
|        | 建物の表示   |   |  |  |
|        | 1   | 所在地番地目地積  | 甲府市小瀬町263番地4<br>263番4<br>居宅<br>木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建<br>37.14㎡ |  |
|        | 2   | 所在地番地目地積  | 甲府市小瀬町263番地5<br>263番5<br>居宅<br>木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建<br>22.92㎡ |  |
|        | 以上登記簿による表示<br>国税徴収法第89条第3項の規定に基づく一括換価による公売                                      |   |  |  |
|        | 公売財産の概要   | 公売財産は、JR「甲斐住吉」駅の南東約1.1km（直線距離）、甲府市立甲府商業高等学校の北北東約200mに位置する。  |  |  |
|        |   | 土地  |  |  |
|        |   | ・地目   | 登記簿上宅地であり、現況も宅地である。                                    |  |
| ・接道状況  |   | 西側の一部 建築基準法第43条第2項第2号空地 該当<br>(建築時には、法第43条第2項第2号許可が必要となる。)<br>画地の西側が幅員約1.8mの法定外道路（甲府市管理）に<br>等高に接面している                      |  |  |
| ・形状    |   | 中間画地である。地勢は概ね平坦である。   |  |  |
| ・施設    |   | 上下水道引込済<br>引き込み管はどちらもφ20mmで、メーター口径はφ13の1基分の<br>権利有だが地番263番5に関しては現在引上げ中<br>特別負担(引き込み工事等)等の有無は地番263番5の下水道の<br>み有。そのほか上下水道共なし。 |  |  |
| ・ガス埋設  |   | 付近埋設状況 無 対象物件引込 無   |  |  |
| 建物     |   |   |  |  |
| ・建築時期  |   | 昭和52年9月日不詳新築（家屋番号：263番4）<br>昭和34年月日不詳新築、<br>昭和52年9月日不詳増築（家屋番号：263番5）  |  |  |
| ・耐震性   |   | 建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年改正）以前に<br>建築された建物で、旧耐震基準に基づく既存不適格建築物で<br>あると推測される。  |  |  |
| ・その他   | 令和7年9月4日に調査し、動産（残置物）を確認したが公売対象外<br>対象外である。また動産の処理について調査中だが令和7年10月<br>3日現在、回答はない |   |  |  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>利用状況／法的規制等</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画区分 市街化区域</li> <li>・ 用途地域 第1種中高層住居専用地域</li> <li>・ 建ぺい率 60%</li> <li>・ 容積率 200%</li> <li>・ 法的規則 景観法：景観条例に基づき一定の規模の建築等により届出が必要（高さ20m又は建築面積1,500m<sup>2</sup>を超える場合）</li> </ul> <p style="text-align: center;">都市再生特別措置法：立地適正化計画における住居誘導区域内に該当（診療所等の都市機能誘導施設の開発・建築行為がある場合には、届出が必要）</p> <p style="text-align: center;">埋蔵文化財包蔵地には該当しない</p> |
| <p>公売条件／その他</p>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公売財産の面積等は、公簿上によるものである。</li> <li>2. 境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>3. 執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。</li> <li>4. 消費税及び地方消費税については、混在財産（インボイスは交付しない）である。</li> </ol>   |

問合せ先

甲府市収納推進課 公売担当

電話：055-237-5439

FAX：055-223-3365